

# 労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888 URL：http://www.nishi.or.jp/

## 平成28年度 西宮市技能功労者表彰

♪♪♪ その道一筋の技能者の功績を称える ♪♪♪

西宮市技能功労者表彰は、優れた技能をもって社会に貢献された市内に在住又は在勤し、同一職種における経験が25年以上の技能者を称え、中小企業に働く技能者の社会的地位及び技術水準の向上を目的に、昭和49年から実施しているものです。

今年度は、技能功労栄誉賞として2職種2名、技能功労賞として11職種12名が表彰され、11月9日（水）に表彰式が開催されました。卓越した現役の技能者として後進の指導をされるなど、広く技能者の模範とされる方々です。



### 【受賞者の皆さん（敬称略）】

#### 《技能功労栄誉賞》

表装・表具・・・中西直樹（神戸市）  
 フラワー装飾・・・平井妙子（高畑町）

中西表具店  
 ひらいフラワーデザインルーム

#### 《技能功労賞》

建築大工・・・吉田豊（日野町）  
 浦義治（中屋町）  
 左官・・・山本健（今津水波町）  
 七宝工・・・土田善太郎（雲井町）  
 かばん修理工・・・中原和（三田市）  
 製菓（洋）・・・井上成大（甲風園3丁目）  
 製菓（和）・・・奥光男（羽衣町）  
 理容・・・大田嘉文（上田中町）  
 美容・・・栗村正文（石劔町）  
 鍼灸・・・赤峰教文（神戸市）  
 広告美術・・・喜村謙一（甲子園五番町）  
 造園・・・福重猛（日野町）

太吉工務店  
 ファースト住建  
 左官山本組  
 アンクル・ゼット  
 山澤工房  
 シェ・イノウエ  
 成田屋  
 ヘアサロンおおた  
 カットサルーンケイズ  
 赤峰鍼灸院  
 きむら広告  
 グリーンライフ

受賞者の皆さん  
 おめでとうございます！



西宮市観光キャラクター  
 みやたん

# 兵庫県特定（産業別）最低賃金が改正されました

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、平成28年12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生日
塗料製造業	918円	12円	平成28年12月1日
鉄鋼業	906円	16円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	886円	14円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	840円	10円	同上
輸送用機械器具製造業	919円	15円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	842円	10円	同上
自動車小売業	850円	10円	同上
繊維工業 <sup>(注)</sup> (兵庫県最低賃金)	819円	19円	平成28年10月1日
各種商品小売業 <sup>(注)</sup> (兵庫県最低賃金)	819円	22円	同上

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生日
兵庫県最低賃金	819円	25円	平成28年10月1日

注：繊維工業及び各種商品小売業最低賃金については、平成28年10月1日発効の兵庫県最低賃金が繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、平成28年10月1日以降は兵庫県最低賃金が適用されています。

お問合せは、兵庫労働局労働基準部賃金室 へ  
TEL：078-367-9154

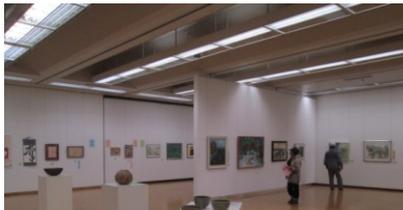


## 平成28年度 西宮市勤労者美術展

♪♪♪♪♪ 仕事の余暇を活用した力作を展示 ♪♪♪♪♪

市内に在住・在勤の勤労者が、余暇などを利用して制作した作品を展示した西宮市勤労者美術展が、11月16日から20日まで、川添町の市民ギャラリー展示室で開催されました。

洋画、日本画、写真、書道、彫塑・工芸の各部門で合計92点が展示され、期間中401名の方々が会場を訪れました。



☆☆☆☆☆☆ ストリートギャラリーに展示します ☆☆☆☆☆☆

- (展示作品) 勤労者美術展の洋画・日本画・写真の各部門において、西宮市長賞・西宮市議会議長賞を受賞された作品
- (展示期間) 平成28年12月28日(水)まで
- (展示場所) 札場筋沿いの三井住友銀行・東京三菱UFJ銀行・りそな銀行の各金融機関

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ

# 平成28年度の両立支援等助成金のお知らせ

## 1 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- ◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業です。
  - ◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
  - ◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。
- 【支給額】 取組及び育休1人目：30万円（中小企業は60万円）  
2人目以降：15万円（中小企業も15万円）

## 2 介護離職防止支援助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。

- ◆要件を満たした事業主に支給します。
  - ・仕事と介護の両立支援のための職場環境整備
  - ・実際に介護に直面した労働者の「介護支援プラン」の作成・導入
  - ・介護支援プランに沿って労働者の円滑な介護休業を取得・職場復帰させた場合、または仕事と介護の両立のための介護制度を利用させた場合
- 【支給額】 介護休業 1企業あたり2人(\*)まで：1人につき40万円（中小企業は60万円）  
介護制度 1企業あたり2人(\*)まで：1人につき20万円（中小企業は30万円）
- (\*) 期間雇用者、期間の定めのない労働者1人ずつ

## 3 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を現職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

- ◆育児休業取得者の現職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合
- 【支給額】 育児休業取得者1人当たり：50万円  
【支給対象期間】 最初の支給対象労働者の現職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内  
【上限人数】 1年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

## 4 中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成します。

- ◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）です。
  - ◆平成28年度の後半からは、介護休業についても対象とする予定です。
- 【支給額】 正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給  
プランを策定し、育休取得したとき：30万円  
育休者が職場復帰したとき：30万円

## 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

お問合せは、兵庫労働局雇用機会均等室へ  
TEL：078-367-0820

従業員の新就職・受入れをお考えの事業主の皆さまへ

## 労働移動支援助成金の支給内容が大きく変更されています

「労働移動支援助成金」（再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金）は、平成28年8月1日から、助成率などが大きく変更されるとともに、支援要件についても追加がありました。ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### 再就職支援奨励金

#### 〈助成額の変更〉

再就職援助計画の対象となった従業員の再就職支援を、職業紹介事業者に委託した場合に支給します。

A：委託開始申請分 ⇒ 支給対象が、中小企業事業主のみ

B：再就職実現申請分 ⇒ 支給対象者一人当たりの助成率

#### 〈支給要件の追加〉

「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）」の申請事業主の要件を新たに追加しました。

### 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）

#### 〈助成額の変更〉

再就職援助計画などの対象者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給します。

①支給額を30万円に引き下げ

②一定の要件を満たす場合、優遇助成として40万円を支給

お問い合わせは、ハローワーク西宮 へ TEL：0798-75-6711

\*\*\*\*\*

## 平成28年度 年末年始無災害運動

〈実施期間〉 平成28年12月15日（木）～平成29年1月15日（日）

〈スローガン〉 「無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に」

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で46回目を迎えます。

一年の締めくくりを笑顔で過ごし、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしく、生活のリズムも変わりやすい時期にこそ、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守などを着実に実施しましょう。

お問い合わせは、兵庫労働局安全課 へ TEL：078-367-9152

## 第40回 西宮市勤労者野球大会

市内の事業所に働く勤労者を中心に結成されたチームが競う西宮市勤労者野球大会が、8月から10月にかけて行われました。各チームが優勝を目指して、白熱した試合が繰り広げられ、10月9日（日）に鳴尾浜臨海公園にて決勝戦及び表彰式が行われました。

上位のチームは次のとおりです。

【優勝】 阪神電鉄  
【準優勝】 アクアテック  
【第3位】 大関A、市消防局

参加された皆さま、どうもお疲れさまでした！



事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

## 雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

### 雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

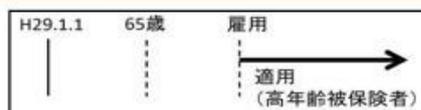
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

### 《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

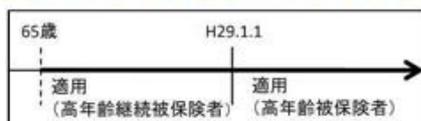
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出を**してください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ **自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。**



 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

12

お問合せは、ハローワーク西宮へ  
TEL：0798-75-6711

(事業主の方へ) 非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

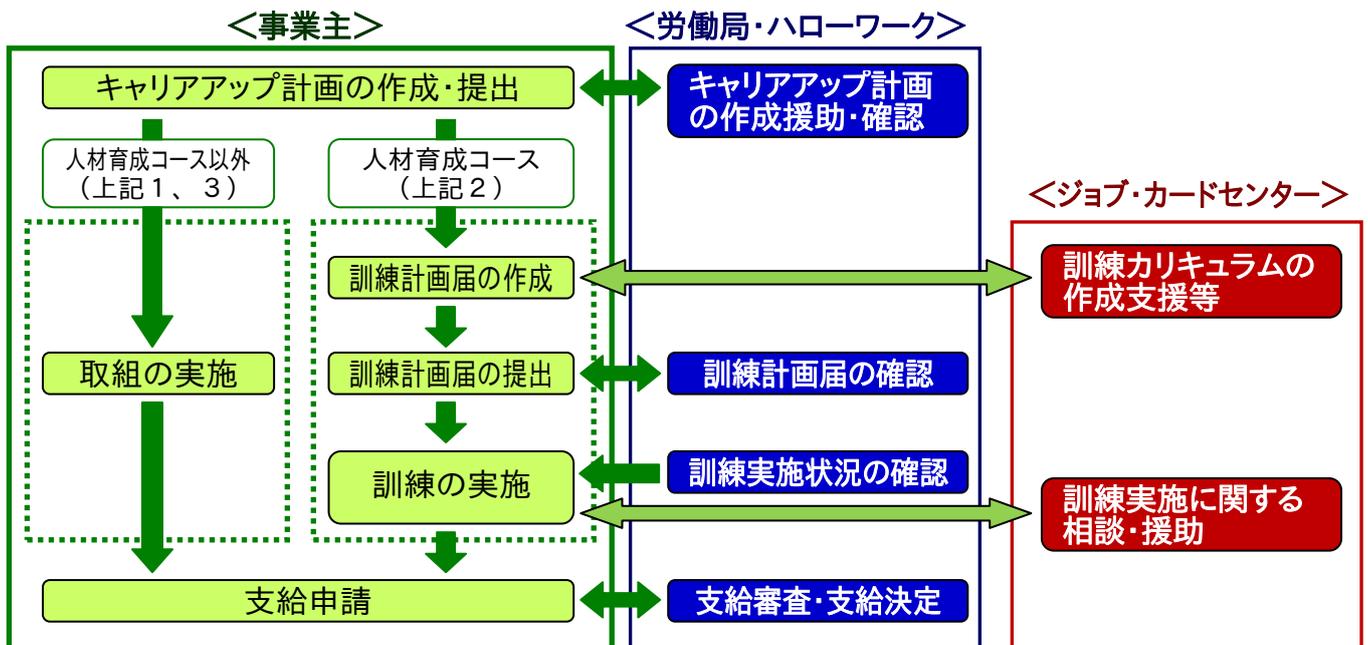
# キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額 ( ) は中小企業以外の額
1 コース 正社員化	有期契約労働者等を ●正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 または ●直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員)：1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円(15万円)
2 コース 人材育成	有期契約労働者等に ●一般職業訓練(Off-JT) ●有期実習型訓練(ジョブカードを活用したOff-JT+OJT) ●中長期的キャリア形成訓練(専門的・実践的な教育訓練)(Off-JT)を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり800円(500円) 経費助成：一般職業訓練、有期実習型訓練：最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)：最大50万円(30万円)※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり800円(700円)
3 コース 処遇改善	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ①全てまたは一部の賃金規定等(基本給)を増額改定させた場合 ②正規雇用労働者と共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合	①賃金規定等改定 ●全ての賃金規定等を2%以上増額改定： 対象労働者数が1~3人：10万円(7.5万円) など ●雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1~3人：5万円(3.5万円) など ②共通処遇推進制度 ③短時間労働者の労働時間延長

## 受給までの流れ

助成金の活用に当たっては、事前に「キャリアアップ計画」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆その他の支給要件等もありますので、まずはハローワーク、労働局にお問合せください。  
(支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません。)

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711

働く人の  
ための

# 出前健康講座

無料

## ～職場での健康づくりははじめませんか？～

働く従業員の皆様は健康ですか？  
会社のよりよい経営のためには、従業員1人1人の健康がとっても大切！！  
西宮市で働く皆さんの健康づくりを応援します。  
お昼休みの時間や社内研修にぜひ出前健康講座をご利用ください。



- ★対象者：西宮市内の企業等（10人以上）
- ★講師：医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士
- ★講座時間：2時間以内 } 基本 月～金曜日の9時30分～17時に開催  
それ以外の時間についてはご相談ください。
- ★会場：こちらからお伺いしますので、受講者側でご用意下さい。
- ★内容：栄養・食生活、こころの健康、タバコ、アルコール、歯・口腔の健康、生活習慣病について
- ★申込期限：希望される日の2か月前までにお申込みください。
- ★申込方法：FAX・電話で下記までお申込みください。
- ★その他：申込集中時や業務の都合によりご希望に添えない場合がございます。

西宮市食育・健康づくりマスコット  
「みやちゃん」

お申込・お問合せ先  
西宮市保健所 健康増進課 保健企画調整チーム  
TEL：0798-26-3667 FAX：0798-33-1174

事業場の皆さまへ 確認しましょう！

## 産業医を選任していますか？代表者が産業医を兼務していませんか？

労働安全衛生規則が改正されました（平成28年3月31日公布）

**法人の代表者等を産業医として選任することは  
禁止になります。** （平成29年4月1日施行）

check  産業医を選任していますか？

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任しなければなりません。（労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条）  
産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄の労働基準監督署に届け出が必要でです。（労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項）

check  法人の代表者等が産業医を兼務していませんか？

産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。（労働安全衛生法第13条第3項）  
しかし、法人の代表者等<sup>(※)</sup>が、自らの事業場の産業医を兼務している場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあり、適切ではありません。  
もし、法人の代表者等を産業医として選任している場合は、早期に改善しましょう。

※ 法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）の例：代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長  
事業場においてその事業の実施を統括管理する者（事業場の代表者）の例：  
病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

お問合せは、西宮労働基準監督署へ TEL：0798-26-3733

# 男女共同参画センター“ウェーブ”から

## ～「恋愛」でしょうか？ その関係～

社内恋愛や社内不倫の噂を聞いたり、疑わしいカップルを目撃したことはないですか？  
恋人同士にしか見えないそのカップルが、実はセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）・モラハラ（モラル・ハラスメント）の加害者・被害者かもしれません。

継続するセクハラ・モラハラを行う加害者は、4段階を経て被害者を完全支配します。

### ① 被害者を惹きつける段階

加害者はとても魅力的な態度で被害者に近づき、親身になって助け支える。被害者は加害者を深く信頼し大きな恩義を感じる。

### ② 被害者を孤立させる段階

加害者は様々な方法で、被害者と他者との交流を妨害する。被害者は加害者以外から情報を得ることができなくなり、加害者の言葉に洗脳されやすくなる。

### ③ 被害者の自信を打ち砕く段階（鉛と鞭の段階）

加害者は、被害者が自分の思い通りにならないと、通常では考えられないほど徹底的にあらゆる手段をとり、なんとかしてでも思い通りにする。その手段は被害者の自尊心や自信を打ち砕く。また加害者は被害者が拒否できない状況を作りあげ、時には力尽くで性行為を強要し、被害者に「こんなことは誰にも相談できない」と思い込ませる。そして被害者が加害者から離れようとする時、「もう二度とこんなことはしない」と謝罪し急に仕事に協力的になるなど、被害者が自分との関係を切らないようにコントロールする。

### ④ 支配の完成段階

加害者は、徐々に被害者の自立と自律を奪い生活のあらゆる細部まで支配する。被害者は、加害者が与える恐怖と罪悪感、無力感にがんじがらめにされ、加害者にどう対処するか以外のことが考えられなくなり、第三者に相談できなくなる。

このタイプの加害者は「いやよいよよも好きのうち」という考えを強固に持ち、自分が脅し強要した関係を「合意」と信じて疑わないのが最大の特徴です。

継続したセクハラ・モラハラが明るみに出たとき、加害者は必ず終始一貫「合意の上」と主張します。また、第三者も「被害者が本当に嫌なら拒否するはず。関係が継続している以上は恋愛だ」としか考えません。しかし、被害者は何度も、言葉や態度で「嫌だ」と意思表示しています。その拒絶を、加害者が全く無視し関係を強要し続けている結果、「合意」関係が継続しているように見えてしまうのです。

もしあなたが継続したセクハラ・モラハラや社内恋愛・不倫の相談を受けたときには、簡単に問題を「恋愛のもつれ」と片付けず、加害者の特徴と支配の4段階に留意して丁寧に話を聞き真実を見抜くことがとても重要です。

ウェーブには「女性のための相談室」があります。相談されて判断に困ったとき、また、自分が何かわけが分からないけれど苦しい関係に悩んでいるとき、ひとりで悩まず気軽に相談室をご利用ください。

**西宮市男女共同参画センター ウェーブ**



**女性のための相談室**

☐電話相談: 0798-64-9499 / 月・木10:00~12:00・13:00~16:00  
 ☐面接相談: 要予約 / 火・水・土10:00~16:30  
 ☐法律相談: 要予約 / 第3金14:00~17:00  
 ☐チャレンジ相談: 要予約 / 第2火10:00~12:00 / 第3水13:00~16:00

**図書・資料コーナー**

☐閲覧: 開館時間 ☐貸出: 月~土 10:00~17:15




 ■開館時間: 1月4日~12月28日 9:00~22:00  
 ■受付時間: 月~土 9:00~17:15 (祝日を除く)  
 ■阪急西宮北口駅南出口から約100m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F  
 TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496  
[http://www.nishi.or.jp/navi/In\\_0009600000.html](http://www.nishi.or.jp/navi/In_0009600000.html)